

「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き（案）」 についての意見・情報募集結果の概要

平成13年11月8日から11月29日の間、農林水産省ホームページへの掲載等により、「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き」についての意見・情報の公募（パブリックコメント募集）を行った。

この間、全体で106件の意見・情報が寄せられた。

その概要は以下のとおりである。

全般について

環境保全は非常に重要であり、環境との調和に配慮した事業実施に関する一定の方策を示した本手引きは、全国の担当者にとって、必要かつ重要であるとの意見が寄せられた。

また研修会等により、実際に事業に携わる担当者の資質向上が重要との指摘もあった。

一方、環境との調和に配慮した際の工事費や調査費、維持管理費の増分の負担に関する検討が必要との意見もあった。

手引きの取り扱う範囲について

水路以外の工種についての手引きや、水質や景観等の自然生態系以外の分野についての手引きも必要との意見が寄せられた。

また環境配慮は、農地に限らず山林等を含め、他の基本計画との整合も図りつつ、より広い範囲で考えるべきとの指摘もあった。

その他、肥料・農薬に関する記述も必要との意見もあった。

農村地域の自然環境の特質について

水田、ため池、水路、畦、里山等の二次的自然の保全には、その維持管理が重要との意見が寄せられた。

新たな仕組み（田園環境整備マスタープラン、環境に係る情報協議会、環境に関する専門家）について

田園環境整備マスタープランは、作成時の住民参加が重要との意見が寄せられた。

また、環境に係る情報協議会では意見交換、環境に関する専門家は指導・助言を行う

と位置付け、双方の違いを明らかにすべきとの意見もあった。

その他にも、環境に関する専門家の育成・確保は、なるべく多くの分野で行うべきとの指摘も寄せられた。

調査について

生物の生活史はその生息・生育環境によって異なるため、一律化・典型化して配慮すべきではないとの指摘も寄せられた。

また、農村地域の動植物に係るデータを高齢者等への聞き取り調査などにより収集することは非常に重要との意見もあった。

その他、より具体的な調査項目や調査手法を明示すべきとの意見も寄せられた。

計画について

保全すべき種は単体ではなく、広がりをもって選定すべきとの意見が寄せられた。

また、環境配慮は農業生産性への影響が大きい場合があるため、ゾーニングは重要との意見もあった。

その他、計画策定に当たっては、外来種のみならず、園芸種の導入についても避けるべきとの指摘もあった。

地域合意形成のための活動について

事業を実施する上で、地域の合意形成を進めることは必要不可欠であり、特に農家の代表としての土地改良区、合意形成の調整役としての行政の役割は重要であるとの意見が寄せられた。

また、農家、土地改良区、非農家、行政等が各自の役割を果たし、相互に積極的に働きかけることにより、よりよい計画が策定できるとの意見もあった。

一方、農家と非農家の意見は対立することが多く、合意形成は難しいとの意見もあった。

設計について

創意工夫による設計施工については、賛成意見が寄せられた一方、従来設計と比較して判断が難しいとの意見も寄せられた。

また、事業の特色を踏まえ、地域特性に応じた様々な設計を行うべきとの意見もあった。

一方、施工事例や具体的数値をより多く明記すべきとの意見もあった。